

令和7年11月21日招集

令和7年第4回  
日高市議会定例會議案

## 目 次

頁

議案第71号	令和7年度日高市一般会計補正予算（第5号）――――――――――――――――――――	別冊
議案第72号	令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）――――――――――――	別冊
議案第73号	令和7年度日高市水道事業会計補正予算（第1号）――――――――――――	別冊
議案第74号	令和7年度日高市下水道事業会計補正予算（第1号）――――――――――――	別冊
議案第75号	日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例――――――	4
議案第76号	日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例――――――	14
議案第77号	日高市議會議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例――――	22
議案第78号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例――――――	25
議案第79号	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例――――――――――	28
議案第80号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例――――――――――	31
議案第81号	日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例――――	34
議案第82号	日高市環境保全条例の一部を改正する条例――――――――――	50
議案第83号	日高市下水道事業設置条例の一部を改正する条例――――――――――	67
議案第84号	日高市下水道条例の一部を改正する条例――――――――――	69
議案第85号	日高市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例――――――――――	71
議案第86号	日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例――――――――――	73
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について――――――――――	75
議案第88号	財産の取得について――――――――――	79
議案第89号	日高市農業委員会委員の任命について――――――――――	82
議案第90号	日高市農業委員会委員の任命について――――――――――	84
議案第91号	日高市農業委員会委員の任命について――――――――――	86
議案第92号	日高市農業委員会委員の任命について――――――――――	88

議案第93号	日高市農業委員会委員の任命について	90
議案第94号	日高市農業委員会委員の任命について	92
議案第95号	日高市農業委員会委員の任命について	94
議案第96号	日高市農業委員会委員の任命について	96
議案第97号	日高市農業委員会委員の任命について	98
議案第98号	日高市農業委員会委員の任命について	100
議案第99号	日高市農業委員会委員の任命について	102
議案第100号	日高市農業委員会委員の任命について	104
議案第101号	日高市農業委員会委員の任命について	106
議案第102号	日高市農業委員会委員の任命について	108
議案第103号	日高市固定資産評価審査委員会委員の選任について	110

## 日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### (目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準（次条において「最低基準」という。）を定めることにより、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することで、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の心身の健やかな育成を保障することを目的とする。

### (最低基準と乳児等通園支援事業者)

第2条 市長の監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

### (乳児等通園支援事業者の一般原則)

第3条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 市長の監督に属する乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第4条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えら

れた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第7条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第9条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第10条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第13条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第14条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10)虐待の防止のための措置に関する事項
- (11)その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第15条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第18条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第19条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (一般型乳児等通園支援事業所の職員)

第20条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならぬ。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

#### (一般型乳児等通園支援の内容)

第21条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

#### (一般型乳児等通園支援事業における保護者との連絡)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の

理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第23条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例68号）第4章に定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号）第2章に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件
- (3) 幼保連携型認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例第3章に定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(余裕活用型乳児等通園支援事業における準用)

第24条 第21条及び第22条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第25条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

#### 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営について、児童福祉法に基づく基準を定めたいので、この案を提出するものである。

日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 市の執行機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する住登外者宛名番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつ</u></p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

て自らが保有するものを利用利用することができる。

- 5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
	略
5 市長	略

- 5 第2項の規定により特定個人情報の利用をし、又は第3項の規定により利用特定個人情報の利用をした場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
	略
5 市長	補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	障害（児）者等短期入所事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者に係る更生訓練費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	在宅重度身体障害者入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	重度身体障害者に係る居宅改善整備費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	略
11 市長	障害（児）者移動支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の

		<u>実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>6 市長</u>	略	
<u>7 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>8 教育委員会</u>	略	
<u>9 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>13 市長</u>	<u>難聴児補聴器給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>14 市長</u>	略	
<u>15 教育委員会</u>	略	

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
略		
<u>4 市長</u>	日高市子ども医療費支給に関する条例による子どもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(7) 略 <u>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>5 市長</u>	日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例による重度	(1)～(7) 略 <u>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めたもの</u>

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
略		
<u>4 市長</u>	日高市子ども医療費支給に関する条例による子どもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(7) 略
<u>5 市長</u>	日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例による重度	(1)～(7) 略

	心身障害者に係る医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>もの</u>		心身障害者に係る医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	日高市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅の重度心身障害者に係る在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(3) 略 <u>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	6 市長	日高市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅の重度心身障害者に係る在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(3) 略
7 市長	日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(8) 略 <u>(9) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	7 市長	日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(8) 略
			8 市長	<u>補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

	<u>9 市長</u>	<u>障害（児）者等短期入所事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>10 市長</u>	<u>障害者に係る更生訓練費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>11 市長</u>	<u>在宅重度身体障害者入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>12 市長</u>	<u>重度身体障害者に係る居宅改善整備費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

<u>8</u> 市長	障害者等日常生活用具 給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) 略 <u>(3) 住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの</u>	<u>13</u> 市長	障害者等日常生活用具 給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) 略
<u>14</u> 市長	<u>障害（児）者移動支援 事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>介護保険給付等関係情報 であって規則で定めるもの</u>			
<u>15</u> 市長	<u>小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業 の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>16</u> 市長	<u>難聴児補聴器給付事業 の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>9</u> 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(13) 略 <u>(14) 住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの</u>	<u>17</u> 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(13) 略

<u>10 教育委員会</u>	<u>要保護又は準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
-----------------	---	-----------------------------

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
略			
2 市長	略	略	略
3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4 教育委員会	略	略	略
5 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
略			
2 市長	略	略	略
3 教育委員会	略	略	略

	<u>規則で定めるも の</u>			
--	----------------------	--	--	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

## 提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴い、住民基本台帳に記録されていない者の情報を管理する事務を独自利用事務として追加する等をしたいので、この案を提出するものである。

日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。） が同条の有償契約に基づき当該有償契約の相手方であるビラの作 成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該有償契約に基づき 作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単 価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラ の作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める 枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところ により、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、そ の端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作 成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。） が同条の有償契約に基づき当該有償契約の相手方であるビラの作 成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該有償契約に基づき 作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単 価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラ の作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める 枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところ により、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、そ の端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作 成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする</p>

者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、その端数は、1円とする。）とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する

者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、その端数は、1円とする。）とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する

第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
--	--

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

## 提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額を引き上げたいので、この案を提出するものである。

議案第78号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（議員報酬）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 議長 月額 <u>43万5,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>37万8,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 月額 <u>36万4,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長 月額 <u>35万6,000円</u></p> <p>(5) 議員（前各号に掲げる者を除く。） 月額 <u>35万4,000円</u></p>	<p>（議員報酬）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 議長 月額 <u>42万9,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>37万3,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 月額 <u>35万9,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長 月額 <u>35万1,000円</u></p> <p>(5) 議員（前各号に掲げる者を除く。） 月額 <u>34万9,000円</u></p>
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230</u>、<u>12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ</p>

(1)～(4) 略 3 略	る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略
------------------	--

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

## 提 案 理 由

議会の議員の議員報酬の月額及び期末手当の支給割合を変更したいので、この案を提出するものである。

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）に

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(給料) 第3条 略 (1) 市長 月額 <u>87万5,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>74万4,000円</u>	(給料) 第3条 略 (1) 市長 月額 <u>87万1,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>74万1,000円</u>
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略

## 附 則

### （施行期日等）

- I この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

#### 提 案 理 由

市長及び副市長の給料の月額及び期末手当の支給割合を変更したいので、この案を提出するものである。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）に

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料は、月額<u>69万5,000円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料は、月額<u>69万2,000円</u>とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

教育長の給料の月額及び期末手当の支給割合を変更したいので、この案を提出するものである。

日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(日高市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日高市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（通勤手当）</p> <p>第9条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第9条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で</p>

ある職員 1万6,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) 略

3~9 略

(宿日直手当)

第14条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について4,700円を宿日直手当として支給する。

2 宿日直勤務を命ぜられた職員のうち、12月29日から翌年の1月3日までの日に宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その勤務1回について1万4,100円を宿日直手当として支給する。

ある職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 略

3~9 略

(宿日直手当)

第14条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について4,400円を宿日直手当として支給する。

2 宿日直勤務を命ぜられた職員のうち、12月29日から翌年の1月3日までの日に宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その勤務1回について1万3,200円を宿日直手当として支給する。

3 略

(期末手当)

第15条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて

3 略

(期末手当)

第15条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前  
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場  
合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じ  
て得た額の総額

3～5 略

別表第Ⅰ（第3条関係）

別紙のとおり

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前  
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて  
得た額の総額

3～5 略

別表第Ⅰ（第3条関係）

給料表

略

第2条 日高市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の4</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>

(通勤手当)

第9条の4 略

2 略

(1) 略

(2) 略

ア～シ 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万8,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 4万2,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 4万5,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万9,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 5万2,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 5万6,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 5万9,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 6万3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 6万6,400円

(3) 略

(通勤手当)

第9条の4 略

2 略

(1) 略

(2) 略

ア～シ 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) 略

3～9 略

(期末手当)

第15条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

3～9 略

(期末手当)

第15条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前 再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じ て得た額の総額  3～5 略	得た額の総額  (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前 再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場</u> 合には <u>100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じ て得た額の総額  3～5 略
--	--

（日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前																								
<p>（特定任期付職員の給料表等）</p> <p>第7条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	<p>（特定任期付職員の給料表等）</p> <p>第7条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>
号給	給料月額（円）																								
1	<u>405,000</u>																								
2	<u>455,000</u>																								
3	<u>508,000</u>																								
4	<u>574,000</u>																								
5	<u>655,000</u>																								
号給	給料月額（円）																								
1	<u>392,000</u>																								
2	<u>440,000</u>																								
3	<u>492,000</u>																								
4	<u>555,000</u>																								
5	<u>634,000</u>																								

(特定業務等従事任期付職員の給料表等)

第8条 略

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額 (円)	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700

2・3 略

(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」と、給与条例第16条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」とする。

3～5 略

(特定業務等従事任期付職員の給料表等)

第8条 略

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額 (円)	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900

2・3 略

(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3～5 略

第4条 日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等) 第10条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等) 第10条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「 <u>6月に支給する場合には100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の95</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の97.5</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号中「 <u>6月に支給する場合には100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の87.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の90</u> 」とする。
3～5 略	3～5 略

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日高市職員の給与に関する条例（次項において「第1条による改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4項において「第3条による改正後の採用等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)  
3 第1条による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日高市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第3条による改正後の採用等条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条による改正後の採用等条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市規則で定める。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

市職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合、特定任期付職員の給料の月額及び期末手当の支給割合、地域手当の額等を変更したいので、この案を提出するものである。

## 別紙

別表第Ⅰ（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 級	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	347,300	391,100	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	349,000	393,000	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	350,600	394,900	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	352,200	396,700	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	353,800	398,500	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	355,500	400,400	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	357,100	402,300	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	358,700	404,100	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	360,300	405,900	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	362,000	407,800	504,900
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	363,600	409,700	507,800
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	365,200	411,500	510,300
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	366,800	413,300	512,300
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	368,500	415,200	515,700
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	370,100	417,100	518,600
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	371,700	418,900	521,100
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	373,300	420,700	523,100

18	221,000	263,900	294,500	334,100	375,100	422,600
19	222,600	265,000	295,700	335,700	376,600	424,500
20	224,100	266,100	296,900	337,300	378,200	426,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	379,500	428,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	381,100	429,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	382,700	431,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	384,200	433,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	386,100	435,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	388,000	436,600
27	235,000	272,700	304,900	348,500	389,900	438,100
28	236,300	273,600	305,900	350,100	391,700	439,600
29	237,600	274,400	307,000	351,600	393,200	441,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	395,000	442,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	396,700	443,700
32	240,900	276,700	310,500	356,400	398,300	444,900
33	242,000	277,400	311,600	358,100	400,000	446,100
34	242,900	278,200	312,900	359,900	401,400	447,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	402,800	448,700
36	244,800	279,600	315,500	363,500	404,200	449,900
37	245,800	280,300	316,700	365,000	405,600	451,100
38	246,700	281,100	318,000	366,400	406,800	451,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	408,000	452,700
40	248,400	282,500	320,600	369,200	409,000	453,500

41	249,200	283,200	321,900	370,700	410,100	454,100	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	411,300	454,700	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	412,400	455,300	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	413,500	455,900	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	414,200	456,600	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	414,900	457,400	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	415,500	457,800	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	416,200	458,500	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	416,800	459,000	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	417,400	459,400	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	417,900	459,800	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	418,300	460,200	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	418,700	460,600	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	418,900	460,900	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	419,200	461,200	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	419,500	461,500	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	419,800	461,800	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	420,100	462,100	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	420,400	462,400	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	420,700	462,700	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	420,900	463,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	421,200	463,300	

	63	259,300	297,200	344,400	386,200	421,400	463,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	421,700	463,900	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	421,900	464,200	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	422,200	464,500	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	422,500	464,800	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	422,800	465,100	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	423,000	465,400	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	423,300	465,700	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	423,600	466,000	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	423,800	466,300	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	424,000	466,600	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	424,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	424,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	424,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	425,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	425,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	425,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	425,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	426,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200			

85	265,900	305,600	355,300	396,500		
86			355,700	397,000		
87			356,100	397,400		
88			356,500	397,800		
89			356,700	398,100		
90			357,100			
91			357,500			
92			357,900			
93			358,100			
94			358,400			
95			358,800			
96			359,100			
97			359,400			
98			359,800			
99			360,200			
100			360,600			
101			361,100			
102			361,500			
103			361,900			
104			362,300			
105			362,800			
106			363,200			
107			363,500			

	108			363,800				
	109			364,200				
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800

## 日高市環境保全条例の一部を改正する条例

日高市環境保全条例（平成9年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<b>目次</b>	<b>目次</b>
<b>第1章 略</b>	<b>第1章 略</b>
<b>第2章 自然環境の保全</b>	<b>第2章 自然環境の保全</b>
<b>第1節 ふるさとの森の保全（第6条—第14条）</b>	<b>第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制（第6条—第20条）</b>
<b>第2節 野生動植物の保護（第15条—第23条）</b>	<b>第2節 ふるさとの森の保全（第21条—第29条）</b>
<b>第3節 公共用水域等の水質保全（第24条—第32条）</b>	<b>第3節 野生動植物の保護（第30条—第38条）</b>
<b>第3章 生活環境の保全</b>	<b>第4節 公共用水域等の水質保全（第39条—第47条）</b>
<b>第1節 放置自動車の措置（第33条—第43条）</b>	<b>第3章 生活環境の保全</b>
<b>第2節 農薬安全使用に関する規制（第44条—第57条）</b>	<b>第1節 放置自動車の措置（第48条—第58条）</b>
<b>第3節 不法投棄の規制（第58条—第62条）</b>	<b>第2節 農薬安全使用に関する規制（第59条—第72条）</b>
<b>第4節 空き缶、吸い殻等の散乱の防止（第63条—第66条）</b>	<b>第3節 不法投棄の規制（第73条—第77条）</b>
<b>第5節 飼犬のふん便等の防止（第67条—第69条）</b>	<b>第4節 空き缶、吸い殻等の散乱の防止（第78条—第81条）</b>
	<b>第5節 飼犬のふん便等の防止（第82条—第84条）</b>

<p>第6節 生活環境を阻害するその他の行為の規制（第70条）</p> <p>第4章 環境配慮事業（第71条—第87条）</p> <p>第5章 雜則（第88条—第91条）</p> <p>第6章 罰則（第92条—第95条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>第2章 略</p>	<p>第6節 生活環境を阻害するその他の行為の規制（第85条）</p> <p>第4章 環境配慮事業（第86条—第102条）</p> <p>第5章 雜則（第103条—第106条）</p> <p>第6章 罚則（第107条—第111条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 土砂等 土地の埋立て等の用に供する物で、廃棄物以外のも</u> <u>のをいう。</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制</p> <p>（定義）</p> <p>第6条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積並び</p>
---	--

に土砂等の切土をいう。

- (2) 事業主 市内で行う埋立て等に係る工事について、自ら施工する者又は契約により施工を発注する者をいう。
- (3) 事業施工者 市内で行う埋立て等に係る工事について、契約により施工を請け負うすべての者をいう。

(埋立て等の許可)

第7条 埋立て等を施工する区域（以下この節において「事業区域」という。）の面積が500平方メートル以上（事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立て等を施工する日前1年以内に埋立て等が施工され、施工しようとする区域の面積と合算した面積が500平方メートル以上となる埋立て等を含む。）となる埋立て等を行おうとする事業主は、あらかじめ、事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる埋立て等については、前項の規定は適用しない。

- (1) 他の法令の規定により許可又は認可を受けた場合で、規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (3) 国又は地方公共団体が行う場合

3 市長は、前項第1号の規定により適用を除外された許可又は認可について、その許可又は認可を証明する書類の写しの提出を求めることができる。

(許可の申請)

第8条 前条第1項の許可を受けようとする事業主は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 埋立て等の目的及び種別
- (3) 事業区域の所在地
- (4) 事業区域の面積等
- (5) 埋立て等の施工期間
- (6) 埋立て等の施工方法
- (7) 事業施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 現場管理責任者の氏名及び住所
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る埋立て等の計画及び施工方法について、次に掲げる措置が講じられていると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 事業区域及びその周辺地域の道路、河川その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置がされていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壤汚染その他の公害の発生を防止するための措置がされていること。

(3) 出水防止、土砂等の流失防止その他安全確保のための措置がされていること。

(4) その他事業区域及びその周辺地域における良好な環境を保全するための措置がされていること。

2 前項に規定する措置基準は、規則で定める。

(許可の条件)

第10条 市長は、第7条第1項の許可をするに当たり、災害を防止し、又は良好な環境を確保するため、必要な限度において条件を付すことができる。

(変更の許可)

第11条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、第8条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、その内容を市長に届け出るものとする。

2 前項の許可については、前2条の規定を準用する。

(地位の承継)

第12条 第7条第1項の許可を受けた事業主について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併

により設立した法人は、その許可による事業主の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

(表示板の設置)

第13条 事業主は、埋立て等の施工期間中、事業区域の見やすい場所に規則で定める表示板を設置しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、この節の施行に必要な限度において、第7条第1項の許可を受けた事業主及び事業施工者（以下この節において「事業主等」という。）に対し、埋立て等の施工状況について報告を求めることができる。

(改善勧告)

第15条 市長は、事業主等が第9条に規定する許可の基準又は第10条に規定する許可の条件に違反しているときは、事業主に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、事業主が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第17条 市長は、事業主が偽りその他不正な手段により、第7条第一項若しくは第11条の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第18条 市長は、第7条第一項又は第11条の許可を受けないで埋立て等を施工している事業主に対し、当該埋立て等の中止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第19条 市長は、第17条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により埋立て等の中止を命じたときは、事業主に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(埋立て等の中止又は完了の届出等)

第20条 第7条第一項の許可を受けた事業主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、埋立て等が第9条に規定する許可の基準及び第10条に規定する許可の条件に適合しているかを検査し、適合しないと認めたときは、事業主に対し、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

第6条～第12条 略

(指定の解除)

第13条 略

2 前項の規定による指定の解除については、第7条第2項及び第4項の規定を準用する。

(指導及び助言)

第14条 略

第2節 略

第15条～第20条 略

(指定の解除)

第21条 略

2 前項の規定による指定の解除については、第16条第3項及び第5項の規定を準用する。

第22条・第23条 略

第3節 略

第24条～第32条 略

第21条～第27条 略

(指定の解除)

第28条 略

2 前項の規定による指定の解除については、第22条第2項及び第4項の規定を準用する。

(指導及び助言)

第29条 略

第3節 略

第30条～第35条 略

(指定の解除)

第36条 略

2 前項の規定による指定の解除については、第31条第3項及び第5項の規定を準用する。

第37条・第38条 略

第4節 略

第39条～第47条 略

第3章 略

第1節 略

第33条～第36条 略

(撤去の告知等)

第37条 市長は、第35条第1項の調査の結果、放置自動車の所有者等が確認できないため、前条の規定による命令をすることができないときは、所轄の警察署長と協議の上、次に掲げる事項について、規則で定める標章を放置自動車の見やすい箇所に取り付け、告知することができる。

(1)・(2) 略

2・3 略

(期限後の措置)

第38条 市長は、放置自動車の所有者等が第36条の規定による命令に従わないとき、又は前条第2項の規定により当該放置自動車を撤去しないときは、あらかじめ保管場所として定めた場所に、当該放置自動車を撤去することができる。

第39条・第40条 略

(撤去費用等の徴収)

第3章 略

第1節 略

第48条～第51条 略

(撤去の告知等)

第52条 市長は、第50条第1項の調査の結果、放置自動車の所有者等が確認できないため、前条の規定による命令をすることができないときは、所轄の警察署長と協議の上、次に掲げる事項について、規則で定める標章を放置自動車の見やすい箇所に取り付け、告知することができる。

(1)・(2) 略

2・3 略

(期限後の措置)

第53条 市長は、放置自動車の所有者等が第51条の規定による命令に従わないとき、又は前条第2項の規定により当該放置自動車を撤去しないときは、あらかじめ保管場所として定めた場所に、当該放置自動車を撤去することができる。

第54条・第55条 略

(撤去費用等の徴収)

第41条 市長は、第39条第1項の規定により保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置自動車の引取りを命ぜられた所有者等から、当該放置自動車の撤去及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。

(放置自動車の処分)

第42条 市長は、第39条第1項の規則で定める期間を経過した引取りのない放置自動車については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放置自動車を処分することができる。

(放置自動車の措置通知)

第43条 略

- (1) 第37条第1項の規定により放置自動車に標章を取り付けるとき。
- (2) 第38条の規定により放置自動車を撤去しようとするとき。
- (3) 略

第2節 略

(定義)

第44条 略

- (1) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) · (3) 略

第56条 市長は、第54条第1項の規定により保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置自動車の引取りを命ぜられた所有者等から、当該放置自動車の撤去及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。

(放置自動車の処分)

第57条 市長は、第54条第1項の規則で定める期間を経過した引取りのない放置自動車については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放置自動車を処分することができる。

(放置自動車の措置通知)

第58条 略

- (1) 第52条第1項の規定により放置自動車に標章を取り付けるとき。
- (2) 第53条の規定により放置自動車を撤去しようとするとき。
- (3) 略

第2節 略

(定義)

第59条 略

- (1) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。）第1条の2第1項に規定するものをいう。
- (2) · (3) 略

<p>(農薬の購入)</p> <p><u>第45条</u> 農薬を購入しようとする者は、農薬法<u>第17条</u>の規定による届出を行っている販売業者から購入しなければならない。</p>	<p>(農薬の購入)</p> <p><u>第60条</u> 農薬を購入しようとする者は、農薬法<u>第8条</u>の規定による届出を行っている販売業者から購入しなければならない。</p>
<p>(農薬の適正な保管)</p> <p><u>第46条</u> 略</p>	<p>(農薬の適正な保管)</p> <p><u>第61条</u> 略</p>
<p>(農薬の適正な使用)</p> <p><u>第47条</u> 農薬使用者は、農薬法<u>第3条第1項</u>及び同法<u>第34条第1項</u>の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。ただし、ゴルフ場事業者が芝の管理に使用できる農薬は、次に掲げる農薬とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(農薬の適正な使用)</p> <p><u>第62条</u> 農薬使用者は、農薬法<u>第2条第1項</u>及び同法<u>第15条の2第1項</u>の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。ただし、ゴルフ場事業者が芝の管理に使用できる農薬は、次に掲げる農薬とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(農薬表示事項の遵守)</p> <p><u>第48条</u> 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬法<u>第16条</u>に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。</p>	<p>(農薬表示事項の遵守)</p> <p><u>第63条</u> 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬法<u>第7条</u>に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。</p>
<p><u>第49条～第57条</u> 略</p> <p>第3節 略</p> <p><u>第58条～第61条</u> 略</p>	<p><u>第64条～第72条</u> 略</p> <p>第3節 略</p> <p><u>第73条～第76条</u> 略</p>

(土地所有者等への要請)

第62条 市長は、第60条第1項の規定による調査の結果、不法投棄した者が確認できない場合には、不法投棄されている土地の所有者等に、投棄されたごみ等の撤去の協力を要請することができる。

第4節 略

第63条～第66条 略

第5節 略

第67条～第69条 略

第6節 略

(指導)

第70条 略

第4章 略

(定義)

第71条 略

(1)・(2) 略

(土地所有者等への要請)

第77条 市長は、第75条第1項の規定による調査の結果、不法投棄した者が確認できない場合には、不法投棄されている土地の所有者等に、投棄されたごみ等の撤去の協力を要請することができる。

第4節 略

第78条～第81条 略

第5節 略

第82条～第84条 略

第6節 略

(指導)

第85条 略

第4章 略

(定義)

第86条 略

(1)・(2) 略

- (3) 関係地域 環境配慮事業の実施により良好な環境が害される  
おそれがある地域として、第74条第1項の規定により市長が定  
める地域をいう。
- (4) 関係人 環境配慮事業の実施により特に生活環境上の影響を  
受けるおそれがある者として、第74条第1項の規定により市長  
が定める者をいう。
- (5)・(6) 略

第72条～第76条 略

(実施計画書の提出)

第77条 略

- (1) 第73条第1項各号に掲げる事項  
(2)・(3) 略

(手続の特例)

第78条 第73条第1項の規定による届出があった環境配慮事業のう  
ち、市長が必要に応じて日高市環境審議会の意見を聴いた上で、  
生活環境上の影響が軽微であると認めるものについては、前4条  
の規定による手続は、これをすることが要しない。

2 前項に規定する場合においては、市長は、第75条及び第77条  
の規定による手続を要しない旨を環境配慮事業者に通知するものと  
する。

(環境配慮事業協定の締結等)

- (3) 関係地域 環境配慮事業の実施により良好な環境が害される  
おそれがある地域として、第89条第1項の規定により市長が定  
める地域をいう。
- (4) 関係人 環境配慮事業の実施により特に生活環境上の影響を  
受けるおそれがある者として、第89条第1項の規定により市長  
が定める者をいう。
- (5)・(6) 略

第87条～第91条 略

(実施計画書の提出)

第92条 略

- (1) 第88条第1項各号に掲げる事項  
(2)・(3) 略

(手続の特例)

第93条 第88条第1項の規定による届出があった環境配慮事業のう  
ち、市長が必要に応じて日高市環境審議会の意見を聴いた上で、  
生活環境上の影響が軽微であると認めるものについては、前4条  
の規定による手續は、これをすることが要しない。

2 前項に規定する場合においては、市長は、第90条及び第92条  
の規定による手續を要しない旨を環境配慮事業者に通知するものと  
する。

(環境配慮事業協定の締結等)

<p><u>第79条</u> 市長及び環境配慮事業者は、当該環境配慮事業者による環境配慮事業が実施される前に、<u>第77条各号</u>に掲げる事項その他当該環境配慮事業に関し必要な事項に係る協定（以下「環境配慮事業協定」という。）を締結するものとする。</p>	<p><u>第94条</u> 市長及び環境配慮事業者は、当該環境配慮事業者による環境配慮事業が実施される前に、<u>第92条各号</u>に掲げる事項その他当該環境配慮事業に関し必要な事項に係る協定（以下「環境配慮事業協定」という。）を締結するものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>（許可等を行う権限を有する者への要請）</p>	<p>（許可等を行う権限を有する者への要請）</p>
<p><u>第80条</u> 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>第73条第1項の届出書</u></li> <li>(2) <u>第75条第2項の報告書</u></li> <li>(3) <u>第76条第1項の意見書</u></li> <li>(4) <u>第77条の実施計画書</u></li> </ul>	<p><u>第95条</u> 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>第88条第1項の届出書</u></li> <li>(2) <u>第90条第2項の報告書</u></li> <li>(3) <u>第91条第1項の意見書</u></li> <li>(4) <u>第92条の実施計画書</u></li> </ul>
<p>（手続の再実施）</p>	<p>（手続の再実施）</p>
<p><u>第81条</u> 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>第77条の実施計画書を提出した日から3年を経過しても環境配慮事業に着手しないとき。</u></li> <li>(2) <u>第77条の実施計画書の内容について著しい変更が生じたと市長が認めるとき。</u></li> </ul>	<p><u>第96条</u> 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>第92条の実施計画書を提出した日から3年を経過しても環境配慮事業に着手しないとき。</u></li> <li>(2) <u>第92条の実施計画書の内容について著しい変更が生じたと市長が認めるとき。</u></li> </ul>
<p><u>第82条～第87条</u> 略</p>	<p><u>第97条～第102条</u> 略</p>
<p>第5章 略</p>	<p>第5章 略</p>
<p>（協力要請）</p>	<p>（協力要請）</p>

第88条 略

(立入検査)

第89条

市長は、第3章第2節の施行に必要な限度において、職員に、ゴルフ場に立ち入り、農薬使用の状況を検査させ、又は第44条第3号に規定するゴルフ場事業者及びその従業員並びに第51条に規定する農薬安全使用責任者に対し、質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第90条 市長は、第61条の規定による原状回復命令等に従わなかつた者について、その事実を公表することができる。

(委任)

第91条 略

第103条 略

(立入検査)

第104条 市長は、第2章第1節の施行に必要な限度において、職員に、埋立て等の状況を検査させ、又は第7条第1項の規定により許可を受けた事業主並びに事業施工者及びその従業者に対し、質問させることができる。

- 2 市長は、第3章第2節の施行に必要な限度において、職員に、ゴルフ場に立ち入り、農薬使用の状況を検査させ、又は第59条第3号に規定するゴルフ場事業者及びその従業員並びに第66条に規定する農薬安全使用責任者に対し、質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第105条 市長は、第19条又は第76条の規定による原状回復命令等に従わなかつた者について、その事実を公表することができる。

(委任)

第106条 略

(罰則)

第107条 第19条又は第20条第2項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条又は第61条の規定による命令に違反した者
- (2) 第89条第1項又は第2項の規定による検査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

第93条 第37条第3項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第94条 第40条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第95条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第108条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第51条又は第76条の規定による命令に違反した者
- (3) 第104条第1項又は第2項の規定による検査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による表示板を設置しない者
- (2) 第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第52条第3項の規定に違反した者

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第55条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 <u>第92条</u> から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 <u>第107条</u> から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
---	---

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の日高市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けた者に関する旧条例第11条から第17条まで、第19条、第20条、第104条及び第105条の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた旧条例第18条の規定による命令を受けた者に対する旧条例第19条、第104条及び第105条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅するまでの間は、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

## 提 案 理 由

全国一律の基準で、危険な盛土等を規制する宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、埼玉県が規制を行うこととなったため、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する規定の削除等をしたいので、この案を提出するものである。

議案第83号

日高市下水道事業設置条例の一部を改正する条例

日高市下水道事業設置条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（排水区域等）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水人口 <u>2万6,400人</u>とする。</p> <p>(3) 1日最大処理能力 <u>1万5,300立方メートル</u>とする。</p>	<p>（排水区域等）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水人口 <u>3万3,700人</u>とする。</p> <p>(3) 1日最大処理能力 <u>1万8,800立方メートル</u>とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

上位計画である荒川流域別下水道整備総合計画の見直しを踏まえた、日高公共下水道の全体計画及び事業計画の変更に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 日高市下水道条例の一部を改正する条例

日高市下水道条例（昭和62年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事及び <u>市が実施する工事を除く。</u>）は、規則で定めるところにより市長 が排水設備等の工事に關し技能を有する者として指定した<u>者</u>でな ければ、行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合に</u> <u>おいて、市長が他の市町村長等が指定した者に工事を行わせる必</u> <u>要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除 く。）は、規則で定めるところにより市長が排水設備等の工事に 關し技能を有する者として指定した<u>業者</u>でなければ、行うことが できない。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

### 提 案 理 由

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を円滑に実施し、復旧作業の迅速な推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

日高市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

日高市農業集落排水施設条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（排水設備の工事の実施）</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事<u>及び市が実施する工事を除く。</u>）は、市長<u>が指定した者</u>でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（排水設備の工事の実施）</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長<u>の指定を受けた者</u>でなければ行うことができない。</p>
2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

### 提 案 理 由

災害その他非常の場合における排水設備の工事を円滑に実施し、復旧作業の迅速な推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日高市水道事業給水条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「市指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者等又は他の管理者等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「市指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
2～5 略	2～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

### 提 案 理 由

災害その他非常の場合における給水装置工事を円滑に実施し、復旧作業の迅速な推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第87号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 公の施設の名称等

日高市大字榆木201番地  
日高市総合福祉センター

2 指定管理者の名称等

日高市大字榆木201番地  
社会福祉法人日高市社会福祉協議会  
会長 大沢 弥

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

日高市総合福祉センターの指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

### I 指定管理者となる団体の概要

1 名称・所在地	社会福祉法人日高市社会福祉協議会 日高市大字榆木201番地
2 代表者氏名	会長 大沢 弥
3 設立年月日	昭和60年5月1日
4 事業内容	<p>目的</p> <p>日高市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助及びボランティア活動の振興</li> <li>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>(4) (1)から(3)までのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>(6) 共同募金事業への協力</li> <li>(7) ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>(8) 老人居宅介護等事業</li> <li>(9) 日高市総合福祉センター管理・経営事業</li> <li>(10)障害福祉サービス事業の経営</li> <li>(11)相談支援事業の経営</li> <li>(12)福祉サービス利用援助事業</li> <li>(13)社会福祉法人日高市社会福祉協議会福祉資金貸付事業</li> <li>(14)生活福祉資金貸付事業</li> <li>(15)心配ごと相談事業</li> <li>(16)自立相談支援事業</li> <li>(17)無料職業紹介事業</li> <li>(18)その他この法人の目的達成のため必要な事業</li> </ul>
5 組織体制	<p>理事11人 評議員25人 監事2人 福祉委員78人</p> <p>職員（常勤正職） 14人 （常勤嘱託） 12人            （非常勤嘱託） 4人 （非常勤時給） 17人</p>

## 2 指定管理者となる団体が示した事業計画の概要

I 基本方針	I 管理の基本方針 <p>総合福祉センターは、地域福祉活動の促進を目的とした施設である。地域福祉の推進を目的として設置されている本会は、これまでに培ってきた地域福祉活動の実績に基づくノウハウを最大限に發揮し、以下に掲げる項目に沿って、質の高い管理経営を行う。</p> <p>(1) 公の施設であるセンターの管理権限を代行する指定管理者として、条例に定められた施設の設置目的を踏まえ、関係法令等を遵守するとともに、市との分担を理解し、善良な管理者であるとの意識を持った管理経営に努める。</p> <p>(2) 管理経営にあたっては、市民や利用者の意見を反映させ、これまでの管理実績及び適切な知識や技術を駆使して、効率的な運営を心掛けるとともに、安心、安全、快適なサービスの向上に努める。</p> <p>(3) 災害時には、地域における防災施設としての機能が期待されており、平時の機能と併せた管理経営を心掛ける。</p> <p>2 管理運営事業計画 (1) 地域福祉の推進 社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ること」を目的として設置された団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等を行う団体であることから、社会福祉協議会の各種事業を通じて総合福祉センターを活用し、地域福祉を推進する。</p> <p>(2) 高齢者福祉センター 老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターの事業として、無料又は低額な料金で、次の取組を行う。</p> <p>ア 老人に関する各種の相談 来館者から介護保険や福祉サービスの利用相談がある場合は、本会職員がサービスに関する相談に応じていく。</p> <p>イ 健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与 貸室業務を通じて、介護予防体操、ヨガ、太極拳</p>
--------	--

などのほか、外国語学習や生け花などの教養の向上のための取組を支援するとともに、見学希望者を募り、活動の促進を図る。

また、入浴施設の運営を通じて、来館者間のコミュニケーションを促進する。

### (3) 障がい者福祉センター

身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターの事業として、無料又は低額な料金で、次の取組を行う。

#### ア 身体障がい者に関する各種の相談

来館者から障がい者福祉サービス等の利用相談がある場合は、本会職員がサービス等に関する相談に応じていく。

#### イ 機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与

貸室業務等を通じて、本人の障がいの程度や能力に応じたプログラム等への参加を促進する。

入浴施設においては、障がい者専用入浴日を設定し、当事者及び家族が安心して利用できるよう配慮する。

## 2 人員配置

### I 運営管理体制

事務局長（運営管理統括） 1名

事務局次長（運営管理に関する総合調整） 1名

担当課長（管理・経営に関する実務統括） 1名

担当職員（運営管理に関する事務） 3名

議案第88号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 電子黒板（28台）
- 2 取得金額 20,628,960円（消費税等込み）
- 3 取得の相手方 埼玉県狭山市狭山台4丁目22番地の2  
日本情報システム株式会社  
代表取締役 肥沼 佑樹

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

市内小・中・義務教育学校の児童生徒に係る教育環境設備の充実を図るために、上記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

参考資料 I

様式第14号その1（第26条関係）

入札（見積）経過及び結果表

入札（見積）令和7年10月30日

設 計 額(円)税抜		円	担 当 課	学校教育課	整理番号	179
入札比較額(円)税抜	21,890,000 円		工 事 名 (業 務 名)	電子黒板購入		
最 低 制 限 価 格	な し	円	工 事 場 所 (業 務 場 所)	日高市大字南平沢335外8箇所		
法 人 番 号	業 著 名	入 札 ( 見 積 ) 額 ( 円 )			落札者のない場合の見積額(円)	
		第 1 回	第 2 回		第 1 回	
7030001026539	日本情報システム株式会社	18,753,600	決 定			
1010001110829	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 埼玉支社 公共文教営業部	辞 退				
1010001034730	株式会社内田洋行 営業支援統括グループ	辞 退				
9010901015459	日興通信株式会社 埼玉支社	19,100,000				
8030001089691	株式会社金聖堂情報システム	辞 退				
	萩原教材	辞 退				
6011301005433	株式会社日本標準	辞 退				
概 要						

## 参考資料 2

様式第13号その3（第29条関係）（物品の場合）



### 物 品 購 入 契 約 書

- 1 品 名 電子黒板購入  
2 規 格 別紙仕様書のとおり  
3 数 量 別紙仕様書のとおり  
4 契 約 金 額 金 20, 628, 960 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 1, 875, 360 円

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、契約金額に110分の100を乗じて得た額である。

- 5 納 入 期 限 令和 8 年 3 月 31 日  
6 納 入 場 所 日高市大字南平沢335外8箇所  
7 契 約 保 証 金 金 2, 063, 000 円  
8 そ の 他 特 定 条 件 別紙仕様書のとおり

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第3条の規定に該当するため、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときは本契約とみなす。

（議決年月日 令和 7 年 月 日）

上記の物品購入について、発注者日高市と受注者日本情報システム株式会社とは、各々対等な立場における合意に基づいて、日高市物品購入標準契約約款の定めるところにより物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

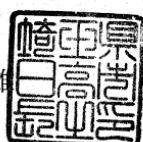
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 7 年 10 月 30 日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

発 注 者 日 高 市

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 印



住所 埼玉県狭山市狭山台4丁目22番地の2

受 注 者 日本情報システム株式会社

氏名 代表取締役 肥 沼 佑 樹



議案第89号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

栗 田 聰

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に栗田聰氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第90号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

梅澤三子

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に梅澤三子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

### 【個人情報のため略】

議案第91号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

金子誠

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提案理由

日高市農業委員会委員に金子誠氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第92号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

小岩井 義 則

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に小岩井義則氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第93号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

嶋 野 順 一

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に嶋野順一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第94号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

清水典子

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に清水典子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第95号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

田 中 初 代

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に田中初代氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第96号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

平 岡 進

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に平岡進氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第97号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

福 井 一 洋

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に福井一洋氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第98号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○

松 田 浩 幸

○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に松田浩幸氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第99号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

道 谷 淳 史

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に道谷淳史氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第100号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

森 谷 進

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に森谷進氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

### 【個人情報のため略】

議案第101号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

横田拓也

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に横田拓也氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第102号

日高市農業委員会委員の任命について

日高市農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○○

吉川英雄

○○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提 案 理 由

日高市農業委員会委員に吉川英雄氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】

議案第103号

日高市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日高市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

○○○○○○○○○○○○○

池田知明

○○○○○○○○○

令和7年11月21日提出

日高市長 谷ヶ崎 照雄

提案理由

日高市固定資産評価審査委員会委員池田知明氏の任期は、令和8年1月6日で満了となるが、再び池田知明氏を同委員に選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 参考資料

【個人情報のため略】